

官報

昭和四十年十一月九日

○第五十回 衆議院会議録 第九号

昭和四十年十一月九日(火曜日)

議事日程 第八号

昭和四十年十一月九日
午後二時開議

第一 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件

第二 日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出)

第三 財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する法律案(内閣提出)

第四 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十分質疑答弁討論その他については五分

とするの動議(中野四郎君外二十三名提出)
外務大臣椎名悦三郎君不信任決議案(山本幸一
君外四名提出)質疑終局の動議(中野四郎君外二十三名提出)
討論終局の動議(中野四郎君外二十三名提出)

○議長(船田中君) これより会議を開きます。	○議長(船田中君) 投票を計算いたさせます。
○議長(船田中君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。	○議長(船田中君) 投票を計算いたさせます。
投票総数 三百五十九 可とする者(白票) 一百三十 否とする者(青票) 百二十九	投票総数 三百五十九 可とする者(白票) 一百三十 否とする者(青票) 百二十九
〔投票総数〕	〔投票総数〕
〔議場閉鎖〕	〔議場閉鎖〕

○議長(船田中君) 投票漏れはありません。
か。——投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

開匣。——開鎖。

○議長(船田中君) 投票を計算いたさせます。
〔投票総数〕○議長(船田中君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。
〔投票総数〕○議長(船田中君) 投票を計算いたさせます。
〔投票総数〕○議長(船田中君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。
〔投票総数〕○議長(船田中君) 投票を計算いたさせます。
〔投票総数〕○議長(船田中君) 投票を計算いたさせます。
〔投票総数〕

○議長(船田中君) 右の結果、本日の議事における発言時間は、趣旨弁明については五分とする

〔投票総数〕

昭和四十年十一月九日 衆議院会議録第九号

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十分質疑答弁討論その他については五分とするの動議
郎君不信任決議案

外務大臣樺名悦二

九四

田川	砂原	鈴木	善泰君
關谷			
田中	元君	六助君	勝利君
田中	吉郎君	傳君	格君
田中	榮一君		
田中	龍夫君		
高瀨			
高見	三郎君		
竹下	登君		
谷川	和穗君		
地崎	宇三郎君		
塚原	俊郎君		
坪川	信三君		
登坂	重次郎君		
床次	徳二君		
中川	一郎君		
中島	茂喜君		
中野	四郎君		
中村	幸八君		
中村	庸一郎君		
永田	亮一君		
西岡	武夫君		
西村	直己君		
野田	武夫君		
野見	山清造君		
馬場	元治君		
橋本	龍太郎君		
長谷川	峻君		
福井	文平君		
福田	崇君		
原田	憲君		

否とする議員の氏名

藤井	福永	勝志君	一臣君
藤尾	古井	喜實君	
	保科善四郎君		
	細田	吉藏君	
	堀川	恭平君	
	前田	正男君	
	增田	甲子七君	
	松田	竹千代君	
	松野	頬三君	
	水田	三喜男君	
	森	好雄君	
	毛利	松平君	
	森下	清君	
	森	元晴君	
	森山	欽司君	
	山口	喜久一郎君	
	山田	彌一君	
	山中	貞則君	
	吉田	勝市君	
	渡辺	重延君	
	山本	常彦君	
	安宅	井岡	
	足鹿	大治君	
	板川	以誠君	
	江田	久男君	
	石野	正吾君	
	井手	三郎君	
	落合	亨君	
	岡	良一君	
	大原	竜茂君	
	勝澤	芳雄君	
議員の氏名			
赤路 友藏君			
茜ヶ久保重光君			

藤枝	古川	丈吉君	福永	健司君
勝山愛一郎君	益谷	秀次君	坊	秀男君
堀内	松澤	雄藏君	塙内	一雄君
前尾繁三郎君	松田	鐵藏君	三原	朝雄君
粟山	三原	朝雄君	渢	徵郎君
村上	森下	國雄君	村上	勇君
秀君	森下	國雄君	粟山	秀君
八木	山手	満男君	森田重次郎君	山手
徳雄君	山村	新治郎君	幸雄君	山崎
山村新治郎君	山本	幸雄君	幸雄君	巖君
早船田柳右衛門君	渡辺美智雄君	正吉君	徳雄君	山手
大村	井谷	正吉君	悠藏君	山村
岡田	伊藤よし子君	誠一君	徳雄君	八木
加賀田	石橋	政嗣君	悠藏君	山手
片島	小川	政巳君	徳雄君	山本
勝間田清一君	大村	三男君	徳雄君	山手
	岡田	邦夫君	徳雄君	山手
	春夫君	正吉君	徳雄君	山手

角屋	堅次郎君	河野	久保田鶴松君	神近	市子君
川俣	清音君				
		正君			
五島	虎雄君				
佐々木	更三君	栗林	三郎君	川俣	
佐野	憲治君	小林	進君		
沢田	政治君				
實川	清之君				
島口	重次郎君	東海林	稔君		
高橋	重信君	田口	誠治君		
橋	兼次郎君	田原	春次君		
千葉	七郎君	中嶋	英夫君		
堂森	芳夫君	中村	高一君		
櫛崎	弥之助君	西村	閑一君		
森	千代三三君	野間	千代三三君		
武藤	松平	和君	茂君		
忠久君	山治君	吉夫君	剛君		
義視君		計君	兼光君		
		昌雄君	誠君		

外務大臣椎名説三郎君不信任決議案（山本幸一君外四名提出）

○議長(船田中君) ただいまの投票中、井岡大治
君が親指にけがをせられた事実があります。遺憾
なことがありますから、実情を調査した上で、議
長において処置いたします。

○議長(船田中君) 山本幸一君外四名から、外務大臣椎名悦三郎君不信任決議案が提出されました。

本決議案は、提出者の要求のとおり委員会の審査を省略して、議事日程に追加するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

外務大臣椎名悦三郎君不信任決議案を議題といたします。

外務大臣椎名悅三郎君不信任決議案
右の議案を提出する。

これは全く聞き捨てのならない考え方であります。朴政権与党の単独採決という暴挙を、こんな事実上の戒厳令下に国民を弾圧している朴正熙政権が、佐藤内閣・自民党にとつては深く敬意を表さなければならぬ政府に見えるというのであります。(拍手)これはきわめて危険なファシズムの思想といわなければなりません。だからこそ政府・自民党は、祝福し敬意を表しておる朴政権のやり方と同じやり方で、日本の国会においても、ついに去る六日ペテンと暴力で一方的に特別委員会におけるわが党の質問を打ち切り、採決が行なわれてもいい日韓条約諸案件を本日の本会議で強行通過せしめようとしているのです。

しかも、どうですか。一昨日の日曜日に、私ども社会党がこの政府・自民党的暴挙を国民党に訴えるために、都内各駅頭で街頭演説を行ないますと、各地とも日の丸をつけた右翼暴力団あるいは国民党学生部なる雇い兵のニューススターによつて悪質な妨害を受けたのであります。あなた方自民党が、去る九月九日と十八日の二回にわたり、都内日本橋の料亭水光苑に、警視庁暴力取り締まり本部のリストに載つておる右翼暴力団を集め、自民党広報委員長山手滿男代議士が特に出席をして協力を頼んだという事実は、すでに明らかになつてゐるところであります。(拍手)

かくして、国会の中においては数の暴力をもつてわれわれ野党の質問の口をふさぎ、さらにはまた、本日は本院議長もその自民党に同調して、われわれの権利たる発言時間を制限するがごときは、全くファシズム的行為といわなければなりません。(拍手)国会の中においてもしかり、国会の外にあつては、暴力団とスクランムを組んで、国民党に対するわれわれの訴えを妨害する。これがはたして選挙によって選ばれた議員によつてつぶられておる政府・与党のすることでありましょうか。(拍手)このようなファシズム的佐藤内閣と自民党に、今日を生きる國民と、やがて生まれてくる若

き日本民族の将来の運命を左右するこの重大な条約の成否をどうしてまさることができるであります。ましょか。

権名外務大臣、あなたはこの危険な日韓条約諸案件の総仕上げをして、調印をし、本第五回臨時国会において、去る十月二十一日本院でみずから批准のための趣旨説明を行ないました。あなたの責任はまことに重大であります。以下、私は本条約案の本質と内容を通じて、あなたの外交方針の無定見と反動性を明白にして、あなたの外交能力の無能さをあわせ、その責任を追及せんとするものであります。(拍手)

まず第一に、あなたが今国会に承認を求めるためにお出しになつておる日韓条約案は、一体条約なんでもありますか、私どもから見れば、日韓会議の中間報告をまとめた一片の紙きれにすぎないよろしく思われるのです。なぜならば、意

思の合致、合意の成立が条約の必須の要件であることは必要ないと言ふんです。幾ら日韓、日韓で

しまわれたのではないでしょか。しかし、権名が百八十度違つてゐることが明白になつてしまつました。

佐藤内閣と朴政権は、日韓条約に調印しておきながら、調印が終わつたとたんに、合意したはずの内容に食い違ひができる、まるつきり違う解釈をそれぞれの国民に対して宣伝し合つてきました。まるでお互いに国民をうまくこまかすことまで協定を結んできたのではないいかと錯覚を起こすほどのがみなどまさしく合戦であります。(拍手)し

かも、解釈の相違に対してもらの国が抗議をしたということも、ついぞ聞いたことがありません。まことにおかしな話であります。これでは日

理でも、北朝鮮に一つの権威が現実に存在してゐるという事実を否定するわけにいかないから、三十八度線以北には政権が存在するともしないとも言つていい、例の……

○議長(船田中君) 横崎君、時間が超過しておりますから、簡潔に願います。

○権崎弥之助君(続) 国連総会決議第百九十五号(Ⅲ)をわざわざ引っぱり出して基本条約第三条に

ますから、主張します。まずから、簡潔に願います。

○権崎弥之助君(続) その趣旨にのつとてやるということで、主権とか領土権には触れていないと答弁し、先ほど申し上げました、今国会の日韓特別委員会における権名外務大臣の石橋質問に対する答弁となつてあらわれます。言つておることがまるで食い違つて混乱し、何のことかさっぱりわからないではありませんか。実際的にも、この基本条約第三条についての解釈の不一致が、他の案件に及ぼすところは実際に大きいといわなければなりません。なぜなら、請求権処理の問題や、漁業専管水域あるいは在日韓国人の範囲の問題などは、韓国の管轄地域を南朝鮮の部分に限定するかしないかで、実際の取り扱いは大きく違つてござるを得ないからであります。(拍手)このよろくなまいな国連総会決議第百九十五号(Ⅲ)が、日韓基本条約の一番基礎だといふのでありますから、また何をか言わんやであります。

ないですか。佐藤内閣と朴政権がそれぞれ自国民に説明しているところで、大きく食い違つてゐる点がいろいろとあります。そのためなどころを両国の国会における答弁を中心にして摘要してみますと、以下のような点であります。

まず、領土管轄権の問題であります。この条約が適用される地域は一休どこなんでしょうか。この条約適用地域を明示することは、およそ条約と

ではないでしょうか。それを権名外務大臣は、石橋質問に答えて、基本条約に適用範囲を明示することは必要ないと言ふんです。幾ら日韓、日韓で夜も日もないとはいへ、頭までポンカンになつてしまわれたのではないでしょか。しかし、権名は外務大臣、あなたは名優であります。適用範囲を

基本条約で明示することが必要なことくらいおわかりになつてゐるのです。ところが、必要とわかつたりになつてゐるのです。ところが、必要とわかつていても、それを明示できない理由があるからであります。

なぜなら、韓国には、韓国の領土は韓半島及びその付属島嶼とするという憲法があつて、朝鮮民主主義人民共和国の権威を認めしておりません。そこで、幾ら共産主義がおきらいといわれる佐藤総理でも、北朝鮮に一つの権威が現実に存在してゐるという事実を否定するわけにいかないから、三十八度線以北には政権が存在するともしないとも言つていい、例の……

○議長(船田中君) 横崎君、制限時間が超過しておりますから、すみやかに結論を願います。

○権崎弥之助君(続) 答えております。そくかと思ひますと、八月十一日の参院予算委員会では、

藤崎条約局長は、国連決議をそのまま引用して、その趣旨にのつとてやるということで、主権とか領土権には触れていないと答弁し、先ほど申し上げました、今国会の日韓特別委員会における権

名外務大臣の石橋質問に対する答弁となつてあらわれます。言つておることがまるで食い違つて混乱し、何のことかさっぱりわからないではありませんか。実際的にも、この基本条約第三条について

の解釈の不一致が、他の案件に及ぼすところは実際に大きいといわなければなりません。なぜなら、請求権処理の問題や、漁業専管水域あるいは在日

韓国人の範囲の問題などは、韓国の管轄地域を南朝鮮の部分に限定するかしないかで、実際の取り扱いは大きく違つてござるを得ないからであります。

(拍手)このよろくなまいな国連総会決議第百九十五号(Ⅲ)が、日韓基本条約の一番基礎だといふのでありますから、また何をか言わんやであります。

次に、基本条約の解釈で両国の見解が対立しているもう一つの問題は、第二条であります。すなはち、旧条約失効の時期についてであります。朝鮮を日本が植民地化した日韓併合条約などの旧条約をどう扱うかという問題であります。条文には、いつから無効であるのか、時期が明記されはおらず、ただ、すべて「もはや無効である」と……。

○議長(船田中君) 楠崎君、すみやかに結論を願います。

○楠崎謙之助君(続) 規定しただけで、どんなにでも解釈できるようになっているわけであります。この種の条約としては、きわめて異例であり、あいまいであります。そこで朴政権は、初めから無効であったという主張を固守し、貫いているのであります。これに対し、椎名外務大臣は、併合条約は、これに反する事実が発生したとき、それぞれ自国向け、都合のよい解釈ができるような仕組みになつてゐるわけであります。(拍手)ここに両政府共謀の陰謀が隠されているのであります。

大体、日韓会談における請求権問題といふのは、朝鮮が日本の植民地であった時代に受けたいろいろの朝鮮人の被害項目を補償する問題で、南朝鮮の政権だけを相手に片のつく問題ではないばかりか、それをいかげんに捨て去つて、大平・金密約で朴政権に対する経済協力に乗りかえることなどはできない性質のものであつたはずであります。それをこまかしてすりかえたのでありますから、佐藤内閣としては、旧条約が当初から無効、すなはち朝鮮の植民地化が初めから不正当であつたと認めますと、賠償として、請求権に対する支払いをしなければならなくなります。(拍手)そうすると、経済協力といふ美名の経済侵略ができなくなるからであります。おまけに、朝鮮植民地

(拍手)さらに文部省は、併合が正しかったというように、教科書を改悪までして、国民に併合の侵略性をこまかし、暗々のうちに侵略思想を植えつけて日本を軍国化しようとしているのが、ぐあい悪くなるからであります。(拍手)そこで旧条約は韓国政府成立まで有効に実施されたなどと国民党に宣伝する必要が出てくるのであります。一方、朴政権の方では、いかにも……

○議長(船田中君) 檜崎君、制限時間をだいぶ超過いたしておりますから、すみやかに結論願います。

○檜崎弥之助君(続) 旧条約は初めから無効で、不当であったことを主張したよう言わないと、対日請求権を放棄してしまったことが韓国民にはつきり知られてしまつたのが、何としてもおろしいわけであります。ただでさえ売國奴とか反民族政権とかいわれている朴政権ですから、さも日本政府の言いなりになつていらないようボーナスをつくるために、旧条約は初めから無効であつたといふ主張を貫いたと国内向けに宣伝したいのであります。そういう双方の陰謀が一致したところで、もはや無効などといふまいな表現が生まれ、調印を終わった瞬間から、正反対の解釈を平氣でやつているのであります。まさにサル芝居ではありませんか。(拍手)

いま一つ、椎名外務大臣は、大韓民国成立は一九四八年八月十五日であり、日本が韓国を承認したのは、サンフランシスコ平和条約発効の日、つまり一九五二年四月二十八日であるなどと、これまでまいなことを言わされました。もしそうでありますならば、日本のほうから見れば、在日朝鮮人は、大韓民国成立の日から日本で正式に大韓民国を承認した平和条約発効の日まで、約四年間つことになります。この点を特別委員会において

「発言する者多し、

追及され、あなたはしどろました。
する交換公文では、竹島間
交換公文には竹島という文字
權名外務大臣は、竹島以外
ないと……
崎君、制限の時間があまり
ら、発言の中止を命じま

見に欠くるものであると断するがどう思われるでありますよ。」（拍手）たとえば基本条約第三条の規定は、休戦ラインの変更のあつた場合どうするかとの戸叶、春日両委員の質問に対し、椎名外務大臣は、基本条約第三条は変更しなければならないだろうと答えたが、その翌日の委員会においては、党内の突き上げがあつたであらうと思われますが、宇野委員の質問に対し前言をひるがえしているのであります。

また、椎名外務大臣は、委員の質問に対しして、

石橋委員からさつそく、追及され、あなたはしどろもどろになってしまった。

次に、紛争処理に関する交換公文では、竹島問題があります。その交換公文には竹島という文字はありません。しかし椎名外務大臣は、竹島以外に解決すべき紛争はない」と……

○議長(船田中君) 楢崎君、制限の時間があまりにも超過いたしますから、発言の中止を命じます。

〔発言する者多し〕

〔椎崎弥之助君発言を継続〕

○議長(船田中君) 発言の中止を命じます。

〔椎崎弥之助君なお発言を継続〕

○議長(船田中君) 楢崎君、発言の中止を命じました。すみやかに降壇してください。

〔椎崎弥之助なお発言を継続〕

○議長(船田中君) 楢崎君、発言の中止を命じます。樺崎君、降壇を命じます。――執行を命じます。

〔発言する者、離席する者多し、拍手〕

〔樺崎弥之助君なお発言を継続、降壇〕

○議長(船田中君) 楢崎君、降壇を命じます。樺崎君、降壇を命じます。――執行を命じます。

○議長(船田中君) 質疑の通告があります。順次これを許します。西村闇一君。

〔西村闇一君登壇〕

○西村闇一君 外務大臣椎名悦三郎君は、去る二月二十三日、第四十八回国会本会議において不信任決議案を提出され、たとえ否決されたとはいえ、これを可とする者百四十八名から痛烈な批判を受けたのであります。いままた再度外務大臣不信任決議案を今国会に上程されるに至ったことは、椎名悦三郎君のためにまことに遺憾と思うところであります。(拍手)

そこで私は、提案者にお伺いいたします。今国会の日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会における国会審議を通じて明らかであるように、椎名外務大臣の答弁は全く無責任かつふまじめきわまるものであり、外交上の定

見に欠くるものであると断するがどう思われるであります。」

また、椎名外務大臣は、委員の質問に対し、これをばかにしたよなふまじめな答弁をしておられます。たとえば松本七郎委員が竹島問題について、李東元韓国外務大臣の韓国国会における答弁を引用して「韓国が竹島の周辺に専管水域を設ける」と言明しているが、向こうの設定をそのまま放置しておくのであるか。」と質問したのに対し、椎名外務大臣は、「まだ協定が発効しておりませんから、専管水域を設定しているはずがありません。いわんや独島の領有権はいま両国の紛争になつておりますから、さようなことはあり得ないわけであります。」と答えています。これほど人を食つた答弁はないと思います。(拍手)国民を代表して心配している議員の真剣な質問に対し、条約が発効してないことは明らかであります。だからそういうのはないと言ってこまかす、ふじめ千万な答弁といわざるを得ません。(拍手)

また、韓国の国内法である魚族の資源保護法の存続についての小坂委員の質問に対し、「国内法を適当な時期に廃止するということは、これは韓国側の条約に基づく義務である。」と外務大臣は答えているのであります。にもかかわらず、翌日の小坂委員の、そんなことを言つていいのですかとたたみかけるような質問に対し、大臣は、「当然改廃されることが望ましい。」と後退した答弁をして、一日でこんなふうに答弁が変わっているのであります。

このように、韓国政府の見解と日本政府の食い違ははこれらだけにとどまらない。たとえば基本

「もはや無効である」とあるが、「もはや」がいつ
は初めからないものだと主張しております。韓国では、この条約
はもともと不法であるからなかつたので、効力は
政府の見解は、条約そのものは有効であった、韓
国の独立によつて無効となつた、一九四八年八月
独立宣言のとき、事實上無効になつたとの見解を示
しております。そこに、三十六年間の日本の朝
鮮支配に対する日本側の反省の問題等と深い関連
を持つと考えます。日本政府の言うように不法性
がなければ、國際法上正当に条約が成立し、日本
は正當に全朝鮮を統治したことになり、そうなれば、
三十六年間の朝鮮における惡政の問題は別と
して、日本政府の三十六年間の不法性は出てまい
りません。そういう解釈では、日本の深いざんげ
と反省の問題は本質的に変わつてしまります。そ
ういう根本問題に対し朝鮮の人たちが大きな不
満と憤りを感じることに准^{おも}名外務大臣は気が
ついていないのであります。どうやうか。

國連ということばで条約の権威を裏づけようとしたがないと思います。（拍手）國連決議が将来総会において重大な変化修正される、場合によれば撤回されないという確定はありません。基本条約に國連決議百九十五号（III）を入れたことに対しても、基本条約の権威はむしろなくなるのであります。外務大臣は、そういう事態は考えられないと答弁しておりますが、きわめて不適当であります。国連決議で権威づけたよしなかつこうをしただけで、きわめて不安定な要素を持つてはいるのであります。こういうことをきめたことは、少なくとも椎名外務大臣の不見識のそしりは免れないと思うのであります。（拍手）

日本が、日本の反省と償いの意味をなぜこの条約の中に出さなかつたのか。金額の問題ではあります。先進国が後進国に恵んでやるといふ形である。それが今度の経済協力の内容であります。これでは韓国人の人々を納得させることはできません。三十六年間の日本の犯した罪悪に対する反省の内容は少しも出ていないのであります。（拍手）将来の日本独占の經濟再侵略の心配を韓国の人々に与えているのであります。

○謹長（船田中君） 西村君、時間が超過しましたから、簡単に願います。

○西村 関一君（統） 在日朝鮮人の法的地位につきまして、永住権を与える者と与えない者との間に大きな聞きがある。北鮮系の人々との間に区別をし、差別をするといふ結果になるということは、きわめて妥当性を欠くものといわなければなりません。韓国籍を持つた者のみにそのような永住権を与えるということになりますと、自己の利益のために朝鮮民主主義人民共和国の国籍から韓国籍にならざるを得ないというような事態を生じ、国籍選択の自由という人権の問題に反する事が起つてこないとは保証できません。

椎名外務大臣は、日本政府は条約正文をもつて

とに譲歩であります。韓国だって条約正文をもつて日本政府とは全く正反対の解釈をいたしておる所以であります。これは国内向けのPRであるといふことは、日本外務大臣の言明としてはきわめて不謹慎、ふまじめであるといわなければなりません。(拍手)日本の解釈のみが最高、有権の解釈でありますことは言うをまたないという、こういふ考え方。解釈について双方幾ぶんの違いがあつても、締結の次元ではそれほど問題にならず、履行のとき紛争の起ることがあり得る。

○議長(船田中君) 制限の時間が超過いたしました。結論を願います。

○西村闇一君(続) ところが、日韓条約及び諸協定は、現在の次元であまりにも双方の解釈の相違が明白であり過ぎる。このことをもつと詰めてなぜ討議しなかつたのか、政府の怠慢であり、外務大臣の責任といわなければなりません。(拍手)以上の点だけを考へても、椎名悦三郎君は歴代保守党内閣の中で最低の外務大臣であると思うが、どうか。(拍手)

重光元外務大臣のごときは……

○議長(船田中君) 西村君、西村君、制限の時間がまいりましたから、発言の中止を命じます。

[発言する者多く]

〔西村闇一君発言を継続〕

○議長(船田中君) 西村君、発言の中止を命じます。

〔西村闇一君なお発言を継続〕

○議長(船田中君) 西村君、降壇を命じます。――降壇を命じます。

〔西村闇一君降壇〕

○議長(船田中君) 執行を命じます。

〔西村闇一君登壇〕

〔西村闇一君助君登壇〕

○橋崎弥之助君 西村議員の御質問にお答えをいたします。

私の考え方を全くあなたの考え方と同じであります。

員会における椎名外務大臣の態度は全く横柄であり、その答弁の内容は、すでに皆さん方も御承知のとおり、無定見、無責任さであるものであります。さらに、西村議員の御質問は、あなたが少し言いたかったであろうところが、ついに議論によって発言を停止されましたから、私はむしろ外務大臣椎名悦三郎君が先ほども申し上げましたとおり、合意のできていない、条約の必須の要項である合意が成立していないこの日韓条約案などを国会になぜ提出したのか、その辺の意味について、私はそれを推察してみたいと思うのでもあります。(拍手)

いろんな重要な点について両国政府はごまかしてたくさんやった結果、両国民に対する解釈がここかしこで食い違うという奇妙な現象が生じてきましたわけであります。それはそのまま日本が基本条約と諸協定なるものがいかにも不合理なものであるかを証明しているのであります。普通の国際通念では全く理解できないむちやくちやな外交交渉であります。

椎名外務大臣、たとえあなたの思惑は別にあるとしても、あなたは大体締約国双方の政府の解釈が完全に食い違い、条約必須の要件たる合意の立てていない条約や協定をどい調印するといふ事がこと自体、国際法的には非常識きわまりない行儀ではありますんか。(拍手)こういふことは双方の國民の誤解を生み出すもととなるものであつてはいないのに、双方の國民をだますためにこんなものをでつち上げたということをみずから説明しているようなんのであります。それに対して国民が反対いたしますと、軍隊まで出して弾圧するらうかと言いたくなるわけであります。(拍手)

しかもここで絶対に見のがしてはならないことは、日本政府の解釈とは全く食い違つて、いる。このような韓国側の解釈は、韓国政府と与党の日韓条約批准国会における答弁で示されているものであり、しかも、その解釈によつて、とにかく韓国国会は日韓条約諸案件を批准してしまつてゐるという事実であります。そうなると、この韓国側の解釈はもはや審議の段階を通り越して、韓国政府としてははゆるぎない解釈として確定してしまつたわけであります。もはやそれは動かせないものであります。

そななると、佐藤内閣と自民党的とるべき態度は二つに一つしかありません。すなわち、韓国政府の解釈に同調するか、でなければ条約、協定を破棄するか、その二つのうち一つを選ばない限り、この日韓条約は国際法的な両国の対立を固定化することになり、数多くの紛争の種を今後に残すことになります。国民に責任を持つ佐藤内閣は、このことを絶対にあいまいにし、こまかしてはなりません。もし佐藤内閣が、少しでもこの点のごまかしをやるならば、国民党は決してそれを許さないであります。

○議長(船田中君) 楠崎君、所定の時間がありますから、簡単に願います。

○楠崎弥之助君(統) このような矛盾、不合理を承知の上で、しかも野党的審議を暴力で打ち切つてまで、無理を承知で通そととするその裏側にひそんでいる暗黒の理由とは一休何なのでありますよ。

うか。そんなにまでして日韓条約を急いでせつち上げなければならなかつたその根本問題における佐藤、朴炳政の一致点とは一休何かといふことに国民党は注目しなければならないと思います。而政府間にはいろいろの問題で不一致な点が歴然とあるにもかかわらず、それを押し切つてしまわなければならぬほどの暗黒の強力な一致点があるといふ事実を幾ら佐藤内閣がごまかそうとしても、國民はそれを見のがしはしないであります。もしそれを見のがすならば、日韓問題の本質

は、日本政府の解釈とは全く食い違つて、いること

と日韓条約の眞のねらいがわからなくなるからであります。

その重要な部分での一致点は、大きく分けて三つあります。

その一つは、事実上、北朝鮮すなわち朝鮮民主主義人民共和国の否定であり、そのことは朝鮮民族の統一への悲願を押えて、これを人為的に分断し、固定化するねらいであります。さらに、国連憲章の原則尊重という規定の中に秘められている危険な軍事的侧面であります。人間はうしろめたいところに触れられますと、ことさらにおこつて大声を出すものであります。ちょうど弱い犬ほどよくほほえるのに似ております。

○議長(船田中君) 楠崎君、結論を願います。

○議長(船田中君) 楠崎弥之助君(統) 日韓条約の危険な軍事的側面にわが党が触れますと、自民党的諸君は必ずすぐ大声を張り上げてどなり散らします。まことに弱虫の大に似ておるではありませんか。(拍手)もありましようか。

時間が来ましたから、これで答弁を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) 帆足計君。——帆足計君。

○「帆足計君登壇」

○帆足計君(統) ただいま楠崎議員の外務大臣不信任案趣旨説明並びにこれに対する西村議員の質疑応答は、いずれも議長による時間制限のため、十分にその意を尽くすことができませんでした。特

に、私ども質問者に対する時間制限につきましては、議長において、あまりに早口で語られたために、議席においては全く聞き取れなかつたのでござります。

私は、楠崎議員より、まず議長の議事妨害によりまして、語らんとして語り得ざりし趣旨弁明のすべてを伺いたいと思います。(拍手)しかし、それによって各位とともに正否の判断をいたしたいと考えておる次第でござります。

周知のように、与党各位が敬愛おくあたわざる

アメリカ国会の例を見ましても、もし与党が、そ

の衆を頼んで法案の尽くすべき審議を尽くさず、また世論の求める条令修正なしし改正の要望について、一片の誠意をすら示さぬ場合には、時とし

ては、えんえん数時間ないし十数時間の長広舌をつあります。

その一つは、事実上、北朝鮮すなわち朝鮮民主主義人民共和国の否定であり、そのことは朝鮮民族の統一への悲願を押えて、これを人為的に分断し、固定化するねらいであります。さらに、国連

憲章の原則尊重という規定の中に秘められている危険な軍事的侧面であります。人間はうしろめたいところに触れられますと、ことさらにおこつて大声を出すものであります。ちょうど弱い犬ほどよくほほえるのに似ております。

○議長(船田中君) 楠崎君、結論を願います。

○議長(船田中君) 楠崎弥之助君(統) 日韓条約の危険な軍事的側面にわが党が触れますと、自民党的諸君は必ずすぐ大声を張り上げてどなり散らします。まことに弱虫の大に似ておるではありませんか。(拍手)もありましようか。

時間が来ましたから、これで答弁を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) 帆足計君。——帆足計君。

○「帆足計君登壇」

○帆足計君(統) ただいま楠崎議員の外務大臣不信任案趣旨説明並びにこれに対する西村議員の質疑応答は、いずれも議長による時間制限のため、十分にその意を尽くすことができませんでした。特

に、私ども質問者に対する時間制限につきましては、議長において、あまりに早口で語られたために、議席においては全く聞き取れなかつたのでござります。

私は、楠崎議員より、まず議長の議事妨害によりまして、語らんとして語り得ざりし趣旨弁明のすべてを伺いたいと思います。(拍手)しかし、それによって各位とともに正否の判断をいたしたいと考えておる次第でござります。

周知のように、与党各位が敬愛おくあたわざる

ございます。(拍手)

提案者は、日本をめぐるアメリカの極東戦略、特にソビエト、对中国に対する戦略上、日本をアメリカの前戦基地に使い、中華人民共和国にも使用

し、今日原爆とロケットの時代におきましては、危険きわまる犠牲基地として利用しようとすると可能のあります軍事政策の一環として、日韓条約の危険性を事実に即して詳細に説明し、不信任案提出の根拠をもつと詳細に語ついただきたい

ございます。(拍手)このことは、すでに各位の御承知のことであらうと存じます。

かつて「スミス議員ワシントンに行く」とかいふ名画がありました。正義に燃える一青年議員が壇上のコップに水をついで渴いやすながら、えんえん一昼夜に及ぶフィリバスターによりまして、西部開拓地における汚職の根絶を訴えるその姿は、この映画を見る者の心に深い感銘を与えたところでございます。(拍手)

まず、提案者にお伺い申し上げたいことは、外務大臣は今次の日韓条約をもつてアメリカの極東軍事戦略と関係はないといふ御答弁をなさつておられます。が、今日アメリカの極東軍事戦略は、ハワイを後方の幕僚府といたしまして、グアム島、南ベトナム、フィリピン、台湾、沖縄、小笠原諸島、韓国、日本本土の米軍基地を、弧を描いて弓なりに結ぶ軍事環を構成いたしておりますことは周知のこととござります。(拍手)なかなか、沖縄はその台風の日であり、沖縄と韓国を結ぶ一線が軍事戦略の焦点となりつあることは、戦略のイロハを心得る者として、だれしも憂慮しておられる問題でござります。外務大臣は、日韓条約の審議にあたりまして、眼前に展開されるこの米軍軍事戦略の一環としての日韓条約の意義を全く無視いたすような説明をなさいました。が、かかる御答弁は、ことさらにはアメリカ極東軍事戦略の本質を国民の前におおおうとするものであるが、さもなくば、米軍軍事戦略の危険性自体に対する認識の欠除といふか、無知、無関心そのものの表明であるか、そのいずれであるかを私は知りたいので

ござります。

提案者は、日本をめぐるアメリカの極東戦略、特にソビエト、对中国に対する戦略上、日本をアメリカの前戦基地に使い、中華人民共和国にも使用し、今日原爆とロケットの時代におきましては、危険きわまる犠牲基地として利用しようとすると可能のあります軍事政策の一環として、日韓条約の危険性を事実に即して詳細に説明し、不信任案提出の根拠をもつと詳細に語ついただきたい

ございます。(拍手)このことは、すでに各位の御承知のことと存じます。

かつて「スミス議員ワシントンに行く」とかいふ名画がありました。正義に燃える一青年議員が壇上のコップに水をついで渴いやすながら、えんえん一昼夜に及ぶフィリバスターによりまして、西部開拓地における汚職の根絶を訴えるその姿は、この映画を見る者の心に深い感銘を与えたところでございます。(拍手)

まず、提案者にお伺い申し上げたいことは、外務大臣は今次の日韓条約をもつてアメリカの極東軍事戦略と関係はないといふ御答弁をなさつておられます。が、今日アメリカの極東軍事戦略は、ハワイを後方の幕僚府といたしまして、グアム島、南ベトナム、フィリピン、台湾、沖縄、小笠原諸島、韓国、日本本土の米軍基地を、弧を描いて弓なりに結ぶ軍事環を構成いたしておりますことは周知のこととござります。(拍手)なかなか、沖縄はその台風の日であり、沖縄と韓国を結ぶ一線が軍事戦略の焦点となりつあることは、戦略のイロハを心得る者として、だれしも憂慮しておられる問題でござります。外務大臣は、日韓条約の審議にあたりまして、眼前に展開されるこの米軍軍事戦略の一環としての日韓条約の意義を全く無視いたすような説明をなさいました。が、かかる御答弁は、ことさらにはアメリカ極東軍事戦略の本質を国民の前におおおうとするものであるが、さもなくば、米軍軍事戦略の危険性自体に対する認識の欠除といふか、無知、無関心そのものの表明であるか、そのいずれであるかを私は知りたいので

ござります。

提案者は、日本をめぐるアメリカの極東戦略、特にソビエト、对中国に対する戦略上、日本を

でござります。このようなアメリカ軍事経済独走の現状は、まさに満州事変前夜の日本軍事経済の膨張さらなる風景でありまして、トルーマン大統領といへ、アイゼンハワー大統領といへ、また、いまはなきケネディ大統領といへ、さらに、は、海千山千といわれるジョンソン現大統領もまた、この巨大なる軍事経済の台風の前には、風に

ませんとともに、このような認識の甘さが、かくも安易に日本政府が日韓条約締結に対し足を踏み入れたゆえんであると思うのでござります。
○議長(船田中君) 帆足君、制限の時間が超過いたしましたから、発言の中止を命じます。――發言の中止を命じます。

た。その一月前、一九五一年の八月三十日には、アメリカとフィリピンの軍事防衛同盟が結ばれています。さらに、一九五三年の十月一日には、アメリカと韓国の軍事同盟ができ上がっておる。一九五四年十二月二日にはアメリカと台湾の軍事同盟ができるつております。そして、それらの軍事同盟は、すべて沖縄を適用範囲に含んでおりま

一　ア　セ　ト　ア　同　車　ま

いうことは、何よりもこの日韓条約の危険な軍事的な側面をそのままあらわしておるとわれわれは思ふざるを得ないわけであります。

さらに、私は、この日韓条約がいまここで強行に通過せしめられようというこの瞬間に至る過去の経過をいささかたどつてみたいと思うわけであります。すなわち、先ほど申しましたように、一

○議長(船田中君) 帆足君、結論を願います。
○帆足計社君(總) 木の葉のじとき存在とも見られ
ておるのでござります。(拍手)

（船長・船田中表）帆足君、発言の中止を命じます。——帆足君、降壇を願います。降壇を願います。

す。かくて、韓国、日本、そして台湾、これらにアメリカを中心にして結びついております。まさに、韓国と台湾には軍事同盟があります。とすれば、ここで一つだけ糸が切れておるのが日本

九五一年から一九五四年にかけて、アメリカを中心とする日本と韓国とフィリピンと台灣の軍事同盟がそれでき上がりました。さらに、一九年の一月にケネディ大統領が就任をいたし、そ

さすがにまさに祖国をゆだね、身をゆだねております日本政府の外交政策は、世界歴史の流れの中におきまして、かりに安保条約の改定のあの大好きな事件をかつての満州事変の段階にたとえます

〔發言する者多し〕
〔帆足計君なお發言を繼續、隆増〕
〔檜崎弥之助君登壇〕

韓米条約で、正常化といふ名のもとの、国連憲章を尊重するという名のもとの同盟が起き上るならば、これはまさしくこのアメリカを頂点として日本と韓国と台湾の軍事同盟が東洋内にできることになる。スルは、戦争の結果、ソ連が敗北したので、ソ連は東洋の戦略を大きく変更して、ここでケネディの軍事大戦略なるものを策定したのであります。ケネディのグランドストラテジイ――これが成るなり――は、したがつて

とするならば、今回の日韓会談は、おやじに、歴史の流れの上において、かつての日支事變の段階にも当たる歴史の一ここまであると思われるのでござります。(拍手)

ての御質問に対し、お答えいたします。
私ども社会党が、この日韓条約が危険な軍事的な側面がある。これは実質的に東北アジア軍事同盟につながると言つておるゆえんのものについ

る。われわれが主張しておるやうのものはそこ
にあります。(拍手)
さらに、本年一月二十七日、韓国の国会におき
まして、野党の姜文泰議員がいわゆる暴露をいた
戦争に対する形態、一つは核戦争、二つに普通戦
争、三つ目に特殊戦争——ゲリラ——であります。そ
して、これらが全部連闊し合って、いわゆる中国
の封じ込めの作戦にこれがつながるわけであります

の戦争のエスカレーシヨンが、やがてアジアに拡大いたします日に、ブーゲンビルも、ガダルカナルの悲劇も、祖国日本が再びこのような悲劇に巻き添えを食うことなきよう、われわれは各立と

(拍手)
まず、実態を見てください。日本の自衛隊の洋服、韓国軍隊の洋服、台湾軍隊の洋服、全部アメリカンスタイルであります。(白手)使つておるま

年、日本においてある危険さわざまい三矢計畫が行なわれるその前の年、すでに、アメリカの要請によって日本と韓国の軍事提携の秘密要綱ができ上りつゝある（詳見前回）。もしもこれが実現すれば、その結果に於ける米國の空軍……

ともに極度に警戒せねばならぬと思ふ。次第でござります。(拍手)

器がほとんどすべてアメリカ製であります。そして、使われておる軍隊用語は全部アメリカ語であります。指揮系統がまたアメリカに握られております。ヨーロッパのNATOという軍事同盟は

何か。いわゆるバッジシステム、防空管制装置のパイプを韓国と日本がつなぐといふ問題であります。さらに、朝鮮海峡に防潜網を張るといふ問題であります。さらに、韓国の軍隊の幹部を日本に

○議長(船田中君) 檎崎君、発言の中止を命じました。

○議長(船田中君) 檎崎弥之助君発言を継続

○議長(船田中君) 発言の中止を命じました。

○議長(船田中君) 檎崎弥之助君なお発言を継続

流れの中におさまって、ベトナムの戦禍のエスカレーションを前に、火中のクリを持とうなど、声を大にして諸君に訴えるゆえんでございます。

しておられますから、軍隊の洋服も違つてゐる。あるいは武器も違つてゐる。そこで、NATOは軍事同盟ではありますけれども、いさぎといたときにその一致団結の精神が強くて、一歩も後退しないで立派なところがある。

育をするという問題、さらに、韓国の兵器を日本において調達、修理をするという問題、これらがすでに三年前に日本と韓国の間に秘密裏に協定が
【檜崎弥之助君なお発言を継続】
○謹長（船田中君） 檜崎君、降壇を命じます。
〔檜崎弥之助君なお発言を継続〕

○帆足計君（続）椎名外務大臣のお心に、このよ
うにきびしい世界歴史の流れが正確に嗅じていな
いことを、遺憾ながらわれわれは指摘せざるを得
ないから、結論を願います。

台湾、この三国の軍隊は、そういう点では、一たん緩急あるときにはすぐ即座に共同作戦がとれる体制にあるということになります。さらに、一九五一年の九月八日に日米安寄条約が結ばれました

○議長(船田中君) 植崎君、残りの時間があります。
せんから、簡単に願いします。
○植崎弥之助君(続) これを裏書きしておるよ。

〔發言する者多し〕
〔榎崎弥之助君なお發言を繼續、降壇〕

卷之三

（松嶋弘範著）
（松嶋弘範著）

卷之三

投票總數 三百十二

〔拍手〕

否とする者(青票)

○議長(船田中君) 右の結果、質疑は終局するに
決しました。(拍手)

百三十五

倉成	相川	勝六君
	赤城	宗徳君
鯨岡	石井光次郎君	宇野 宗佑君
久野	秋田 大助君	荒木萬壽大君
木村	植木寅子郎君	伊能繁次郎君
吉川	浦野 幸男君	赤城
川野	小川 半次君	宗徳君
芳満君	小渕 恵三君	石井光次郎君
佳昭君	大泉 寛三君	宇野 宗佑君
久衛君	大西 正男君	秋田 大助君
忠治君	岡崎 英城君	荒木萬壽大君
兵輔君	押谷 富三君	伊能繁次郎君
俊夫君	加藤常太郎君	赤城
宗佑君	金子 岩三君	宗徳君
榮吉君	鐵治 良作君	石井光次郎君
一君	上林山	宇野 宗佑君
吉君	忠勇君	秋田 大助君
吉君	坂谷 俊夫君	荒木萬壽大君
吉君	川野 久衛君	伊能繁次郎君
吉君	木部 忠治君	赤城
吉君	木村 俊夫君	宗徳君
吉君	吉川 忠治君	石井光次郎君
吉君	吉川 久衛君	宇野 宗佑君
吉君	吉川 忠治君	秋田 大助君
吉君	吉川 久衛君	荒木萬壽大君

愛知	揆一君
赤澤	正道君
綾部健太郎君	有田 喜一君
一萬田尚登君	岩動 道行君
上村千一郎君	内海 安吉君
小笠 公韶君	大石 武一君
小澤佐重喜君	大倉 三郎君
奥野 誠亮君	大野 明君
加藤 高藏君	賀屋 興宣君
金丸 信君	金子 一平君
神田 博君	菅野和太郎君
唐澤 俊樹君	川崎 秀二君
木村 武雄君	草野 一郎平君
岸 信介君	熊谷 義雄君
清瀬 一郎君	藏内 修治君

否とする議員の氏名

八田	貞義君	濱田	幸雄君
原	健三郎君	濱野	清吾君
廣瀬	正雄君	藤田	義光君
福田	繁芳君	古井	喜實君
藤井	勝志君	坊	秀男君
益谷	秀次君	三池	信君
松浦	周太郎君	村山	達雄君
松田	竹千代君	粟山	秀君君
大出	和爾俊二郎君	森下	元晴君
足鹿	山本	八木	徵雄君
渡辺	勝市君	渡辺	榮一君
誠員の氏名			
赤路	友藏君	西ヶ久保重光君	覺君
岡	井伊	悠藏君	久男君
落合	石野	正吾君	俊君
加藤	板川	正吾君	亨君
江田	大出	三郎君	

服部	安司君
瀆地	文平君
早川	崇君
原田	憲君
福井	健司君
藤尾	勇君
堀内	正行君
前田	一雄君
增田	正與君
甲子七君	雄藏君
松澤	雄藏君
松山	千恵子君
水田	三喜男君
森山	國雄君
毛利	好雄君
森下	欽司君
南	貞則君
有馬	武君
安宅	常彦君
井岡	大治君
伊藤	よし子君
石橋	政嗣君
ト部	政巳君
小川	三男君
大柴	滋夫君
大村	邦夫君
岡田	春夫君
加賀田	進君
片島	湛君

勝澤	芳雄君
角谷堅	次郎君
河野	正君
久保田	鶴松君
栗林	三郎君
川俣	清音君
神近	市子君
河野	進君
小林	末男君
兒玉	密君
河野	憲治君
佐野	阪上安太郎君
下平	重盛
正	寿治君
橋	島上善五郎君
高橋	下平
重信君	正一君
橋	鈴木茂三郎君
兼次郎君	中澤
千葉	田中
七郎君	武夫君
中村	裕夫君
戸叶	里子君
泊谷	知巳君
成田	永井勝次郎君
西宮	野間千代三君
肥田	長谷川正三君
藤田	野口
穗積	忠夫君
華山	永井勝次郎君
細谷	親義君
松井	高敏君
松浦	七郎君
定義君	次郎君

不信の心が芽生えました。日韓国交正常化のための諸条約を取り上げておりますが、歴史的にも深く、また、一衣帶水の近きにありまする韓国と一日も早く友好関係を結びたいということが国民絶対多数の要望であることは、世論調査の結果からもきわめて明白であり、また、今回提出

○渡辺栄一君 諸君の御質問がおありで、聞かん
ことを許します。渡辺栄一君。
〔渡辺栄一君登壇〕
○渡辺栄一君 私は、ただいま議題となりました
椎名外務大臣不信任決議案に対し、自由民主党を
代表いたしまして、反対の討論を行なわんとする
ものであります。(拍手)
ただいま、社会党代表橋崎弥之助君は、椎名外務
大臣不信任案提出の趣旨弁明を行なわれたのでど
ざいますが、その論旨は、きわめて不明確であ
り、まさに反対のための反対といわざるを得ない
のであります。一体何をもつて外務大臣を不信任
せんとするのか、まことに了解に苦しむものであ
ります。

されました日韓諸条約が双方満足すべき内容でありますことは、日韓問題特別委員会における審議によっても明らかなところでござります。（拍手）

社会党の皆さんへ、口を開けば、日韓条約は朝鮮の南北分割を永久化し、朝鮮の統一を阻害するものであると言わわれるのであります。南北統一を妨害している真の原因是、一体何でございましょうか。まさに北鮮側が自由選挙に反対をしているからにはならないでござります。（拍手）

すなわち、南北統一は、北鮮が国連方式に賛成されなければ実現できるはずであります。したがつて、日韓正常化が統一を妨害するとの社会党の主張は、事実を曲げた裏論のほか何ものでもないと思うのであります。（拍手）

頗るくは、社会党の諸君も、党利党略を離れ、虚心たんかい、眞にアジア民族の平和と繁栄を希求する立場に立つて、現実に即して冷靜に判断をされるならば、今回の日韓条約に反対するというがごとき誤った主張は、当然捨て去らねばならぬと思うのであります。（拍手）

○議長（船田中君） 穂積七郎君。
〔穂積七郎君登壇〕
○穂積七郎君 私は、日本社会党を代表して、な
だいま橋崎君によつて提案されました権名外務大臣
臣不信任決議案に対して賛成の討論をいたしたいと
存じます。（拍手）
昨年七月でありまするが、當時の池田内閣が、内閣
改造を行ないましたときには、世人は、急速に激動
を経てまいりました國際情勢を背景にして、新しい内閣
の外務大臣はそれをもつて充てるかとい
うことに最も深い関心を持つたのでござります。
ところが、ふたをあけてみると、外務大臣権名外務大臣
悦三郎の名を聞きまして、世人はあげてこの突拍子
もない人事に対し、あるいは驚愕をし、あるいは失望
し、あるいは不滿の意を表明いたしましたの
でござります。（拍手）
それは何ゆえかといへば、権名外務大臣は
何ら思想性のある外交識見を持たず、また、政治

のプライベート・レターを後生大事にかかえ込んで、これを口実として、中国と年々歳々發展しつつありますこの貿易の路線に偉大なる妨害を加えたのは椎名外務大臣でござります。

さらに、椎名外務大臣は、文化の交流を阻害し、社会主义諸国との人事の交流に対しても、多くの悪質なる妨害を加えてまいりました。

さらに、アジアにおける民族独立闘争に対する偉大なアメリカの脅威であった原子力潜水艦の寄港に対して、これに積極的な歓迎の意を表したのも椎名外務大臣であります。

また、今日アジアのみならず、世界のすべての人々が非難をいたしておられますアメリカのベトナム侵略戦争に対して、これまた積極的な支援をまつ先に送ったのも椎名外務大臣であります。

さらに、アメリカのアジアにおける侵略的な支配を援助するため、わが祖国沖縄の領土を放棄し、あるいはまた、今年度予定されましたAA会議に対する非常な反中国的な妨害工作を試みたのもまた椎名外務大臣であります。

椎名外相は、就任以来、わが国外交の基本方針にのっとりまして、平和外交施策を強力、かつ、積極的に展開をしてきたのであります。国連総会への出席、佐藤総理訪米に同行、日英定期協議に出席等、席のあたたまるひまのないほど活躍ぶりを示しておられます。また再任以来、粒々辛苦、佐藤総理のもとに、日韓問題の正常化に汲みまいし努力を続けておられますこと、今回の審議にあたりましても、誠心誠意、適切明快なる答弁をもちまして、日韓問題の解決に精進しておられます姿は、われわれの深く敬意を表すところでございます。(拍手)

それをもつて、無責任、ふまじめと評し、また非難するということは、全く心なき誹謗以外の何ものでもないと思うのであります。(拍手)

われわれは、椎名外務大臣の、世界平和と日韓国交正常化に対する強固な信念と真摯な努力とに全幅の信頼を寄せるものであります。

以上、椎名外務大臣不信任決議案に対する反対

理想のかけらも見出すことのできない、單なる事務的な経済官僚出身であるということであつたからであります。

ところが、私は善意と寛容の精神をもつて、まつの弁護を試みたのであります。それは池田内閣並びにその政治グループが、経済合理主義を堅持しようとおる態度に対して、私は一応の理解を持っておりましたので、當時すでにわが国経済が、構造的かつ深刻なる不況段階に入る情勢を背景にして、池田総理の椎名外務大臣に対する期待は、経済外交を促進することをおそらく予期して、それによる人選であつたと私は弁護を試みたのであります。

ところが椎名外務大臣は、外相就任以来、わが国の困難なる経済外交に対して何らの識見と努力を払わずいたしまして、逆に中国との貿易経済の交流に対して悪質なる妨害を試みたのであります。当時から今日に至るまで、元吉田総理の全く

○議長(船田中君) 穂積君、穂積君、簡単に願います。

○穂積七郎君(続) 椎名さんは、商工省時代、後に満州国の経済計画科長といたしまして、侵略的な動員をやり、また、軍需省に帰つて、わが国の国民を压迫いたしました軍事動員計画をやり、その間に養われた椎名さんの思想といふものは、池田内閣の諸君が示したような経済合理主義ではなく、まさに侵略的なる軍国主義思想を養い持たれたのであります。われわれは、今日椎名さんが大きくなる誇りを持つてやつておられる日韓会談も、まさにこの椎名さん、佐藤内閣に通ずる軍事的な侵略思想によつて一貫されておる。これはアジアにおいて平和と独立と繁栄を希望いたしますすべての国民の共通の敵でござります。

卷之三

- 10 -

○議長(船田中君) すみやかに投票願います。

「大臣どうした」「こういうことで投票できるか」と呼び、その他発言する者、離席する者多く、議場騒然

○議長(船田中君) この際、暫時休憩いたしました。
午後八時二分休憩

「発言する者多し」
○副議長(田中伊三次君) 投票は、投票箱の準備をできますまでお待ちを願います。——投票は、投票箱の準備ができますまでお待ちを願います。——通路をあけてください。通路をあけてください。

○副議長(田中伊三次君) すみやかに投票をいたします。
午後十時二十九分開議

「発言する者多し」
○副議長(田中伊三次君) すみやかに投票をいたします。
午後八時二分休憩

「発言する者多し」
○副議長(田中伊三次君) すみやかに投票をいたします。
午後十時二十九分開議

「発言する者多し」
○副議長(田中伊三次君) すみやかに投票をいたします。
午後八時二分休憩

「発言する者多し」
○副議長(田中伊三次君) すみやかに投票をいたします。
午後十時二十九分開議

「発言する者多し」
○副議長(田中伊三次君) すみやかに投票をいたします。
午後八時二分休憩

「発言する者多し」
○副議長(田中伊三次君) すみやかに投票をいたします。
午後十時二十九分開議

「発言する者多し」
○副議長(田中伊三次君) すみやかに投票をいたします。
午後八時二分休憩

(質問書提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

(答弁書受領) 日韓諸条約に關する質問主意書(門司亮君提出)

一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員石田宥全君提出地盤沈下防止に関する質問に対する答弁書

地盤沈下防止に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。
昭和四十年十月二十日

提出者 石田 宥全

衆議院議長 船田 中殿
地盤沈下防止に関する質問主意書

昭和三十九年六月十六日午後一時すぎ、関東、東北、北陸地方にわたりて新潟県沿岸を震源地とする強震が襲つた新潟地震は、天災に人災が加わり、新潟市周辺の地震被害をより大きくしたことは専門家の一致した意見である。この震災は、天然ガスの漏洩であり、この漏洩が原因となつてゐる地盤沈下である。

昭和三十三年には、新潟市の中心となつてゐる信濃川流域から市の東側の阿賀野川までの延長二十キロ、幅二キロの地域では、年間二十センチ、ひどいところでは四十センチから五十センチも地盤沈下しており、その後一部でくみ上げを規制したけれども、国土地理院は「沈下の速度は鈍つたが、なお広範囲に沈下が続いている」と警告しているのである。

また、東新潟地区を中心とするゼロメートル地帯の悲劇は、地震で直接受けた被害は建物の全半壊約九千むねであるが、間接的な被害すなわち浸水住宅は一万二千むねに及んでおり、さらに地震直後の津波被害を受けたのはゼロメートル地帯六百二十七万平方メートルに及んでいるのである。ここで抜本的な地盤沈下防止策をたてなければゼロメートル地帯は海拔マイナス地帯となり、十

年から十五年後にはその面積が実に一千万平方メートル以上となり、新潟市の東南部は水田一帯がマイナス地帯になるとさへいわれているのである。その対策として農林省は、基盤整備事業費として百六十億円の予算要求を行なつてゐるといふ。そのため憂慮すべき状態になつてゐるのである。

よつて次の諸点につき政府の見解を伺いたい。

一都市、水田の排水対策や基盤整備事業による対策等では、抜本的な地盤沈下対策とはいえない、地盤沈下を防止することはできない。この際、地盤沈下の原因となつてゐる水溶性ガスの採掘を全面的に禁止する必要があると思うが、どうか。

二、ガスの採掘を全面的に禁止することができないときは、地盤沈下を完全に防止するための抜本的な具体的措置を明示し、民心の安定を図るべきであると思うので、その対策を明確にされたい。

三、地盤沈下対策の怠慢から関係地域で受けた被害は多大である。この事態を今日まで放置してきた政治責任はきわめて大きいといわなければならぬ。

四、新潟市臨港町で三百二十戸が被災した。しかし被災者に火災保険金が支払われていなかつた。昭和三十九年十二月五日衆議院予算委員会において村松消防厅長官は、「この火災は、震度と同時に起きた昭和石油の四万五千キロリットルのタンクの火が原因で延焼したものではない」と明言している。また法務省民事局長は、「火災免責約款により保険会社が免責を受けよう」とすれば、保険会社は地震によるものであることを立証せねばならぬ。立証ができねば当然保険金を支払う義務がある」といつてい

ないので当然被災者に火災保険金を支払わねばならないと思うが、どうか。

右質問する。

昭和四十年十一月五日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

衆議院議員石田宥全君提出地盤沈下防止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員石田宥全君提出地盤沈下防止に関する質問に対する答弁書

ても多くの問題がありきわめて困難であると考える。

今後前記規制をどの程度行なうかまたどのように方法で行なうかについては被害状況、天然ガス需給事情等の推移を考慮しつつなお検討していただきと考えてゐる。

第三の点については、前述したように、政府としては地盤沈下対策について科学技術厅資源調査会において沈下原因の調査、沈下機構の究明を行なうとともに経済企画厅に地盤沈下対策審議会を設置して地盤沈下防止の基本的な対策の検討を行なってきた。

また、これらに基づいて関係諸機関は、種々の施策を講じてきており、水溶性天然ガスの採取規制を三回にわたつて強化するとともに沈下の実態を常に把握しておくため観測井を設置し、観測を継続してきた。

このように政府としては地盤沈下対策のため引き限りの努力を払つてきており、今後とも必要に応じさらに十分な施策を講じていく所存であるが、その損害に対して補償する責任があるとは考へない。

第四の点については現在被災者の一人から契約先の保険会社を相手として保険金支払の訴えがおこされており、裁判が継続中であるので、保険会社に保険金支払の義務があるか否かは裁判の結果によつて明らかになるものと思われる。

右答弁する。

御質問の点について、まず第一および第二の点について、現在、水溶性天然ガスの採取について、鉱業法に基づく施業案の変更認可の運用によつて、一部採取禁止を含んだ三段階にわたる規制を行なつております。その結果従来激甚な沈下を示していだ地域においてもその沈下量は漸減している。

今後は、浅層における自家用井等の規制を行なうことを探討するとともに、必要に応じ、鉱業用井についての一層の規制強化を行なう考えである。が、現在の段階で水溶性天然ガスの採取を全面的に禁止することは、天然ガスの需給事情等からみ

昭和四十一年十一月九日 衆議院會議錄第九号

衆議院會議錄第八号中正誤

六
五
四
三
二
一
西
東
金子美雄君
兼子美雄君
遭難
所見
正誤
意見
行段
金全
行段
金全

明治二十九年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部二十五円
(ただし長賀新社三十二年六月三十日)

發行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大藏省印刷局
電話 東京 五六二四四一七一